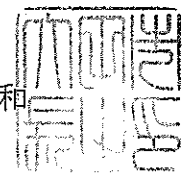


大田市告示第153号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第15条の2第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の国民健康保険料の軽減額を次のとおり決定したので、同条第2項、第3項、及び第4項の規定により告示する。

令和3年6月28日

大田市長 楫野 弘和



軽減割合	軽減基準額	区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦 課額	介護納付金 賦課額
7割 軽減	基礎控除（43万円） +10万円×（給与所得者等（※）の数－1）	1. 被保険者均等割	18,060円	5,376円	6,720円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	11,760円	3,528円	3,276円
		イ. 特定世帯	5,880円	1,764円	-
		ウ. 特定継続世帯	8,820円	2,646円	-
5割 軽減	基礎控除（43万円） +28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	1. 被保険者均等割	12,900円	3,840円	4,800円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	8,400円	2,520円	2,340円
		イ. 特定世帯	4,200円	1,260円	-
		ウ. 特定継続世帯	6,300円	1,890円	-
2割 軽減	基礎控除（43万円） +52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	1. 被保険者均等割	5,160円	1,536円	1,920円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,360円	1,008円	936円
		イ. 特定世帯	1,680円	504円	-
		ウ. 特定継続世帯	2,520円	756円	-

※給与所得者等とは

一定の給与所得者（給与収入55万円超）

公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者